

寒川町情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（<u>寒川町個人情報保護条例（平成11年寒川町条例第25号）第2条第1号に規定する電磁的記録</u>をいう。）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、<u>文書又は図面の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録であって、実施機関が定めるものを除く。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（<u>電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。</u>）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>（適用区分）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の寒川町情報公開条例第2条第1号の規定にかかわらず、施行日前に実施機関の職員が職務上作成した電磁的記録であってこの条例による改正前の寒川町情報公開条例第2条第1号に該当するものについては、なお従前の例による。</u></p>